

【資料(2)－2－2】

学校評議員制度の大坂府下の設置状況につきましては、現在、堺市、豊中市、箕面市の3市で、いずれも学校協議会という名称でモデル校を指定し、研究が行われております。また、近隣の北河内6市におきましては、守口市が今年度2学期から小学校2校で導入され、枚方市では現在研究校の指定を含め導入に向けての準備段階であり、寝屋川市においては平成14年度からの導入に向け検討中であると聞いております。

教育委員会といたしましては、校長の諮問機関的な性格を持ちます学校評議員制度の重要性は十分認識いたしております。本市におきましては、平成12年10月に地域教育協議会を一中・二中・三中校区で立ち上げ、学校、地域、保護者が連携、協力して地域の子供の健全な育成を目指し取り組みを推進しているところでございます。来年度には四中・五中・六中・七中校区につきましても地域教育協議会を立ち上げ、小・中学校24校が地域と積極的に連携していくよう努めているところでございます。

今後は、地域教育協議会をさらに充実させていくことを当面の課題としながら、学校評議員制度につきましても、これからのおれ改革を推進するための新しいシステムとしてとらえ、前向きに考えていく所存でございます。学校運営に積極的に保護者、地域の意見を反映し、学校が地域の教育活動の拠点となっていくよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（富山悦昌君） これで稻田実君の質問を終わります。

この機会に午後1時まで休憩いたします。

午後0時7分休憩



午後1時再開

○議長（富山悦昌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4の一般質問を続行いたします。

質問通告により5番戸田久和君を指名いたします。戸田君。

〔5番戸田久和君登壇〕

【質問】

◆5番（戸田久和君） 5番の戸田です。一般質問を行います。

なお、通告した分と文言が一部違っている部分がありますので、理事者の方はよく聞いて取り違えのないよう、答弁抜けのないようお願いいたします。

1番、広報委託料過大支払い問題での職務怠慢について。

まず、例えば銀行では1円でも違っていたら大問題というふうにされます。ところが、門真市役所ではそういった金銭感覚、契約感覚についてかなりずさんなのではないかと思わざるを得ない部分がありますので、質問します。

市の広報の配布に関しては、門真市は自治会に委託して配布することを基本に据えていまして、具体的には広報公聴課から各自治会に広報を送付すること、それから地域振興課が各自治会と業務委託契約を結んで、広報を中心とした文書等の配布委託を行い、行政委託料計算書に基づいて料金を支払うという二つの部署にまたがったシステムをとっています。

この二つの部署において、自治会所属の世帯数はそれぞれ自治会からの報告に基づいて把握していますけれども、特に地域振興課の方では、自治会から毎月1日現在の自治会世帯数を自治会世帯数報告書として受け取ることが業務委託契約書第3条に明記されています。

また、この契約書で言う文書等の定義については、契約書の第1条で（1）広報、（2）回覧文書、（3）その他協議して定めたものとなっており、現実的には市からの配布文書としては、広報が圧倒的多数を占めていることは疑いがないと思います。

この文書等配布の委託料の具体金額については、第4条に月額3000円の均等割料金と、報告に基づく世帯数、1世帯当たり23円の世帯割料金の合計金額を払うと明記されています。このことは広報以外の配布文書が個別自治会で幾らあったかにかかわらず、あくまで自治会の世帯数に応じて世帯割料金が支払われていることを意味しております。

以上のことからして、地域振興課が業務委託契約の料金を支払っている自治会世帯数よりも、広報公聴課から自治会に送付される広報の部数が多い場合は、予備部数や自治会世帯以外への配布も含む部数などとして理解できますけれども、これよりも少い場合は、現実に最も主要な配布文書たる広報を配布しようがない世帯をも世帯割料金の計算根拠に加えている。すなわち過大支払いという異常事態が発生しているということになるわけであります。

市当局がかねがね言明しているように、市広報はすべての世帯に行き渡るべきものでありますから、自治会との委託契約に基づいて配布してもらうために、市から自治会に送付する広報の部数が配布対象たる自治会世帯数よりも少ないとということは、あってはならないことであります。また、契約した料金の支払いの面からいっても、例えば広報の送付部数が500部しかない自治会に対して、世帯数550と認定して1世帯当たり23円の世帯割料金を支払うなどというようなことは、一種の架空契約による過大支払いであって許されるこ

とではありません。

ところが、こういった許されるべきでない過大支払いが現実には行われていることは、私が行政委託の委託料計算書と広報配布状況を取り寄せて詳しく対比したところ、平成12年度分については18自治会分延べ3110世帯月分にわたって発見されました。金額について1年間で7万1530円で大きな金額ではないかもしれませんけれども、金額の大小の問題ではなくて、公的な契約、支払いに異常があるという点で大問題であると思います。

この過大支払いの発生状態については、毎月数十部ずつ同じ数ずつ過大支払いが続いている自治会もあれば、3カ月分だけ異常があったり、あるいは月ごとに小刻みに異常数が変動しているところなどさまざまありますけれども、そもそもこういった異常にについては、私が本年6月4、5、6日と開かれた6月議会の一般質問準備の過程でその一部を発見し、そのとき知り得た範囲で、私がパソコンで作成したデータ表まで添えて最大限詳しく広報公聴課や地域振興課に説明した上で6月6日本会議一般質問でただしたところ、田村市長公室長が調査を行うなど努めてまいりたいと答弁したものであります。にもかかわらず、私が6月28日に地域振興課地域振興係長へ聞き取りしたところ、何の調査も行っていなかったことが判明しました。これは議会での答弁を裏切るものであり、委託料の適切な支払いに責任を負うべき地域振興係長やその上司たる鳴尾地域振興課長及び瀬戸市民生活部長の職務怠慢であり、早急に是正されなければならないと考えますが、市当局はどう考えるのか。

なお、この件については、6月議会での質問以降、私ほか市民4名から9月19日に住民監査請求も出されておりますけれども、こうした経過の中で議会質問を行う本日に至っておりますけれども、この間、市の担当部署からは私に対する何の聞き取りも事情説明もなされていないということも、市の支払い契約問題軽視の姿勢を如実に示す事実としてつけ加えておきます。

2番、ライフそばの空き地での山本組土砂放置の問題について。

スーパーライフそばの上島頭の第2京阪道路予定地で、山本組という業者のフェンスが倒れて、うずたかく積まれた産廃土砂が大きくはみ出し、大変見苦しい状況が続いています。おまけに、ダンプ、トラックなどの工事車両数台を歩道に置いて、常時車庫がわりにするという違法駐車、不法占拠もやり放題です。これらは不法行為に当たらないのか。また、美しいまちづくり条例なども大いに活用し、警察や大阪府にも強く働きかけて早急に強制的に改善させるべきではないでしょうか。一体何がどうなっておるのか、なぜなかなか解決できないでいるのか、今後どうやって解決していくかなど率直なところをお聞かせ

また、車通勤の場合の駐車場代補助についてでありますと、現行では駐車場補助についての規定はございません。

今後におきましては、職員報による啓発を続けますとともに、事後の確認として通勤方法の実態調査を行うことにより、不適正な受給が起こらぬよう努めてまいりたいと考えております。また、不適正な支給が判明した場合には、規定に基づきまして適切な処理をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富山悦昌君）　瀬戸市民生活部長。

〔市民生活部長瀬戸晃君登壇〕

【答弁】

◎市民生活部長（瀬戸晃君）　広報委託料過大支払い問題での職務怠慢についての御指摘でございますが、行政委託契約につきましては、地域コミュニティ一推進の一施策として、広報紙、回覧文書、その他行政文書等の配布を自治会に委託しているものでございまして、本制度の趣旨から各自治会に対する委託料の算定は、自治会の規模すなわち世帯数を中心に行なうことが適當と考え、均等割と世帯割を組み合わせた現行の積算方法によっているものでございます。

この方式の基礎となる地域世帯数の実数把握は、地域のことを最も把握されており、また信頼関係をもって連携している行政協力機関としての自治会に報告していただくこととし、この旨委託契約書において定めているところでございます。

このように、行政委託料は広報紙の配布委託料ではなく、市から市民の皆様に対してのさまざまな文書配布による情報伝達を自治会に行っていただくことに対して支出しているもので、これまで各自治会長からの世帯数報告に基づき適正に執行してまいりました。

したがって、行政委託料の積算根拠である世帯数と広報紙の配布枚数とは本来比較対象とするべき性格のものではないわけでありますと、本制度のより一層の適正化に向けては、両者の差について実情を一定理解することも必要であろうとの考え方から、6月議会における一般質問の答弁において調査を行うなど努めてまいりたい旨お答えを申し上げたところでございます。

調査に関してでございますが、御指摘の6月28日現在におきましては、関係数値の確認、照合、調査方法の検討等を行っているところでございまして、その後においても自治会長や自治会役員の方々から事情聴取を行い、また必要に応じて世帯数の確認作業をお願いするなど調査を進めており、御指摘の職務怠慢の事実は全くございません。よろしいでしょうか。（「全然よろしくな

い」と呼ぶ者あり)

重ねて申し上げます。私の名前も挙げていただきましたけれども、私は直接に調査をしておりませんけれども、この事務の担当をしております係長なり課長は一生懸命これに当たっております。そこで、重ねて申し上げますが、彼らの動きにつきましての職務怠慢の事実は全くございませんので、よろしく御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（富山悦昌君） 高木環境整備部長。

[環境整備部長高木正弘君登壇]

◎環境整備部長（高木正弘君） 戸田議員御質問のライフそば空き地での山本組の土砂放置と問題についてでございますが、廃材の放置の件につきましては、平成12年より放置が顕著になり、地域住民からの苦情も寄せられたため、市によるパトロールを強化するとともに、大阪府の協力を得て指導に当ってきたところですが、解決には至っておりません。

また、門真市美しいまちづくり条例を適用しての処分等の対象にはなりませんが、事業者の努力義務規定の中で良好な生活環境を侵すことのないよう指導をいたしております。

府と市は山本組に対して、本年の7月に現地にて改善のための指導を行い、7月末には10トン車で6台分の廃材を搬出させております。さらに、8月には地権者を交えまして協議を行い、改善に向けてさらなる指導を行ったところであります。現場周辺に駐車している作業車につきましては、門真警察交通指導係とともに市も同行し、現地訪問を含め巡回いたしております。

なお、山本組は市への業者登録もなく、住民登録は市内に有しているものの八尾市に居住している模様であり、現時点では連絡等不通であります。また、地権者も遠隔地に赴任をいたしており、連絡に苦慮しているところであります。

次に、廃材を積み上げている行為は、府の見解では廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条に違反するものであります。また、隣地の日本道路公団へのはみ出しは、不法占拠に当たるものと思われます。

今後とも、山本組に対しましては、法的処置をも含め府等関係機関に働きかけながら解決に当たってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（富山悦昌君） 宮崎行政委員会総合事務局長。

[行政委員会総合事務局長宮崎聰君登壇]

◎行政委員会総合事務局長（宮崎聰君） 戸田議員御質問のうち、住民監査請求者が監査委員文書の中で人格攻撃されたという問題につきまして私より御答弁申し上げます。

御質問のことにつきましては、去る8月23日付をもちまして監査請求者に對し監査結果を通知いたしておりまして、その中の監査対象部局の説明部分のとおりでございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富山悦昌君） 戸田久和君。

[5番戸田久和君登壇]

【質問】

◆5番（戸田久和君） 私のタイマーによればあと4分56秒ありますので、再質問します。

まず、部長、課長の実名を挙げて公務責任をただすということについて、市当局は別に人権侵害と思ってない、それ自体を、ということを私は理解しました。それから、今まで私がいろいろ質問したことについて、市当局自体はそれは人権侵害であるとか、あるいは誹謗中傷であるとかということをコメントするつもりはないと、こういうことと理解いたします。

それから、今行政監査の問題について言われたことについては、私は書かれていることがいささか行き過ぎであるということを言っているんで、これについては何ら答えにならないというふうに思います。

それから、広報の問題について、瀬戸部長の答弁について、もう全くとんでもない、すりかえと居直りに満ちておるというふうに批判せざるを得ません。じゃ、お聞きしますが、広報の発送している数が契約している数よりも少ない自治会もあれば、多い自治会もあれば、全く一緒の自治会もある。これについてそれぞれどういう根拠でそういう違いが生まれているのか。契約数、ちゃんと月々契約して、その世帯割として決めているものが違っておる、こういう食い違いを正当化する何か資料があるのかどうか。あったらまず出していただきたい。その上で述べていただきたい。

私が思うのは、二つの部局、広報公聴課と地域振興課がそれぞれ縦割りで全く別々、我関せずでお互いやってるもんだから、こういう食い違いが出て、そのままになってるんではないかと思わざるを得ないのだけども、そうではないというのだったら、確かに示す、その金額の食い違いをただす根拠の資料を出

してもらいたい。

以上です。

○議長（富山悦昌君） 理事者の答弁を求めます。瀬戸市民生活部長。

[市民生活部長瀬戸晃君登壇]

【答弁】

◎市民生活部長（瀬戸晃君） 数値の違いの根拠、これを明確にされたいというところでございますが、もともと私どもの方の支払い側は四半期ごとに報告を徴しております、3カ月に一遍。実際、広報公聴課に聞きますと、私が受けた報告ですが、月2回の配布でありますから、いわゆる増減があればその自治会から広報の方に直接お電話がある。

ですから、システム的に私どもと広報公聴が緊密な連携に欠けるといえば欠けますけれども、そういうリアルタイムの差があって、当然広報の枚数の差は生じるものだろうと考えております。（「何で1年も違うの。契約金払ってるんでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（富山悦昌君） やりとりしてもらったら困る。

◎市民生活部長（瀬戸晃君） そういうことでございます。リアルタイムには差が出てくる。ということでお答えにさせていただきます。よろしく御理解を。（「証拠に使わせてもらうわ、今の発言ね。全然納得できない。証拠ないです、それ。資料なしでいいかけんなことを言ってる」と呼ぶ者あり）

○議長（富山悦昌君） これで戸田久和君の質問を終わります。

次に、13番中井悌治君を指名いたします。中井悌治君。

[13番中井悌治君登壇、拍手]

◆13番（中井悌治君） 13番の中井悌治でございます。通告いたしております2点につきまして簡略に質問をさせていただきます。明快な御答弁をお願いいたします。

まず、学校余裕教室の福祉施設への転用についてお伺いいたします。

我が国における少子・高齢化はますますその速度を増し、比較的若い世代が多いと言われる本市においても、その傾向を逃れることはできないと思われます。そのため、市内各小・中学校では生徒数が激減し、ほとんどの学校に余裕教室が生じていることは周知の事実であります。市におかれでは、このことを踏まえ学校の統廃合について審議会を設置し、その検討に当たられているところ